

【参考資料】 内部通報制度の整備について

2016年12月8日 理事会資料(管理部)

Japan Football Association

JFA

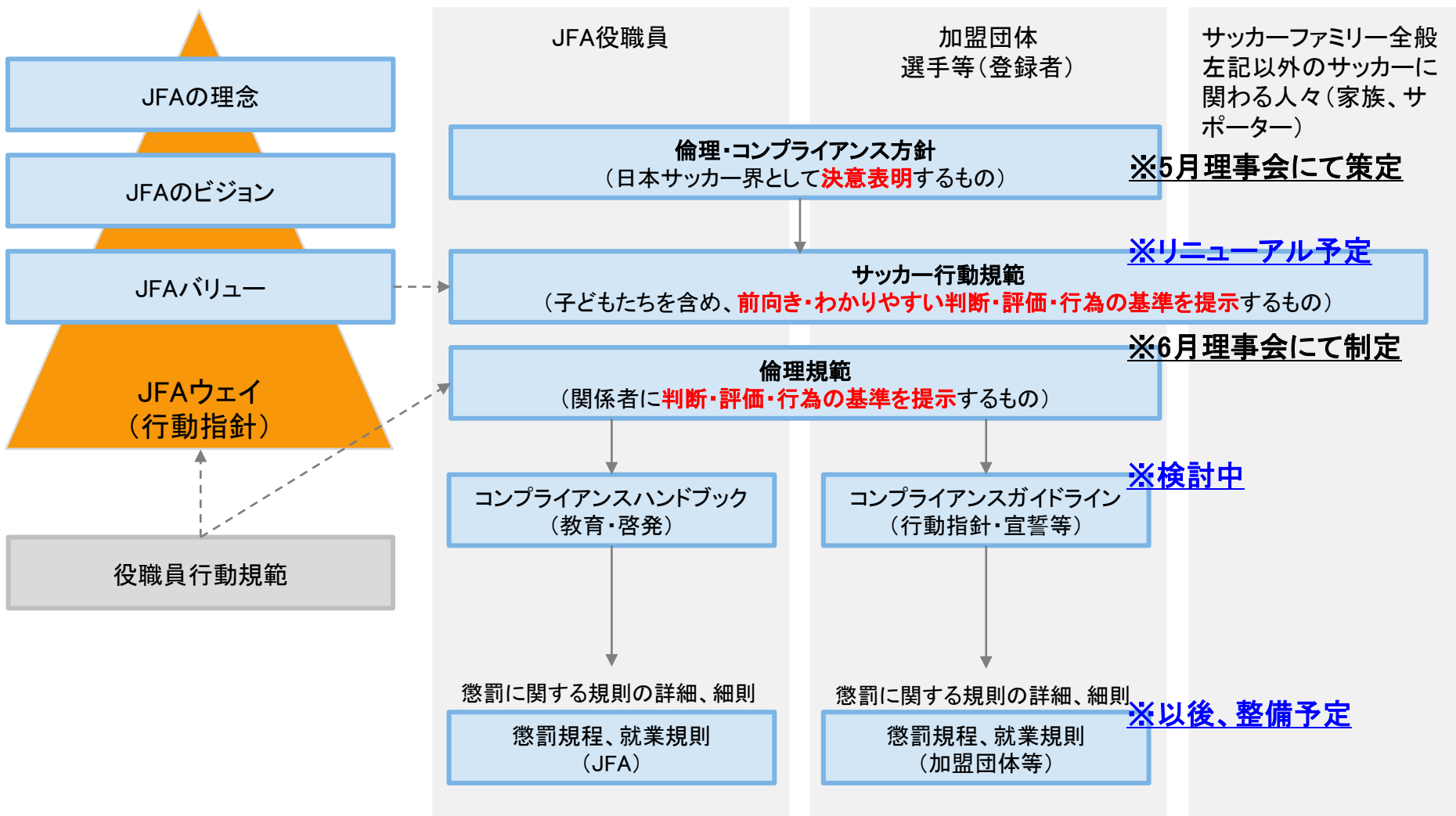


1. 田嶋会長の掲げる方針について

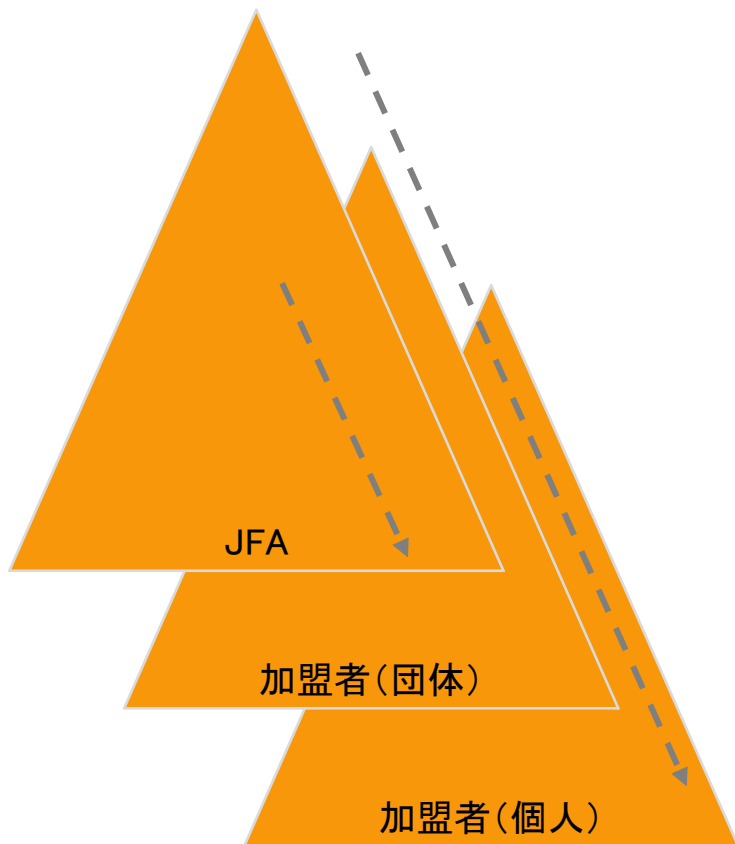
[キーワード] ※事務局職員に向けたメッセージより
まずみなさんが**イキイキと働き、活力に溢れている**ことが、
グラスルーツから代表の選手までがハツラツとプレーすることに繋がる、と私は思います。
一緒にこの日本サッカー協会の職場をより良いものにしていきましょう。



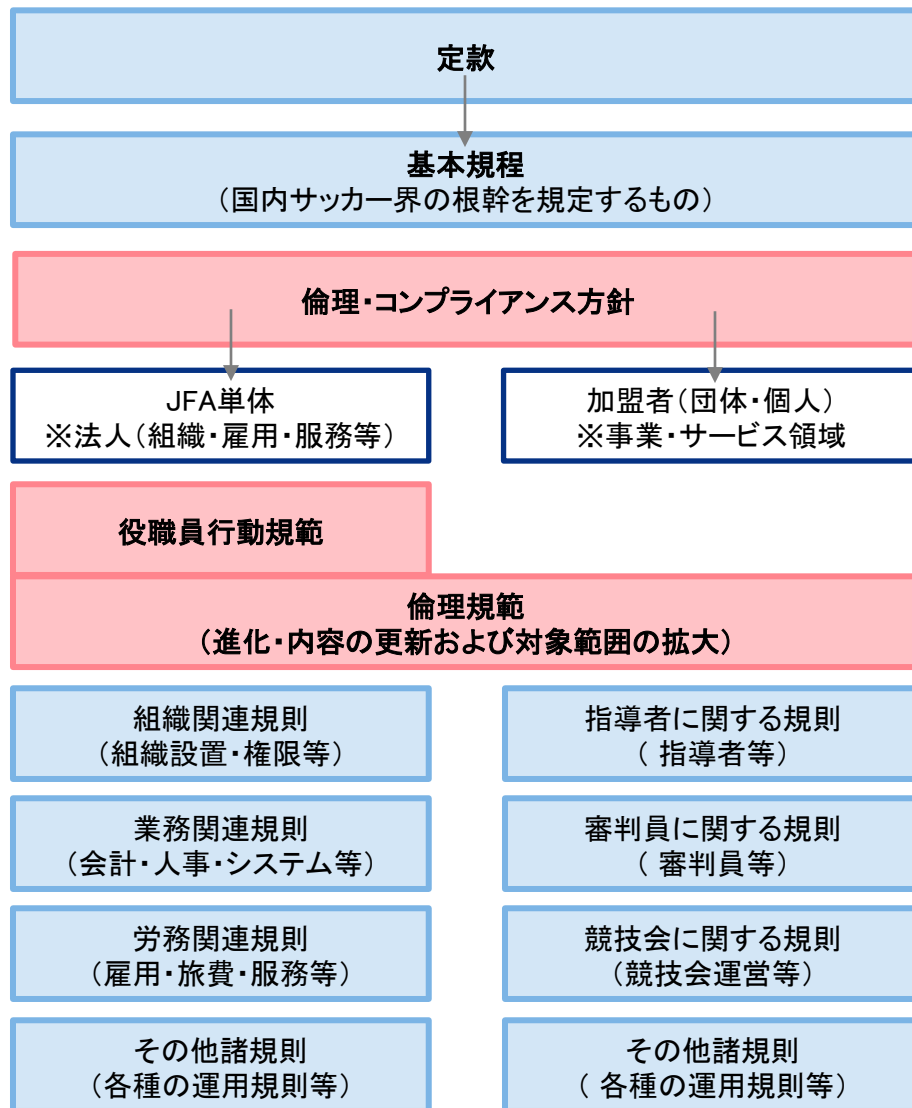
2. これまでの組織整備状況(1)



3. これまでの組織整備状況(2)



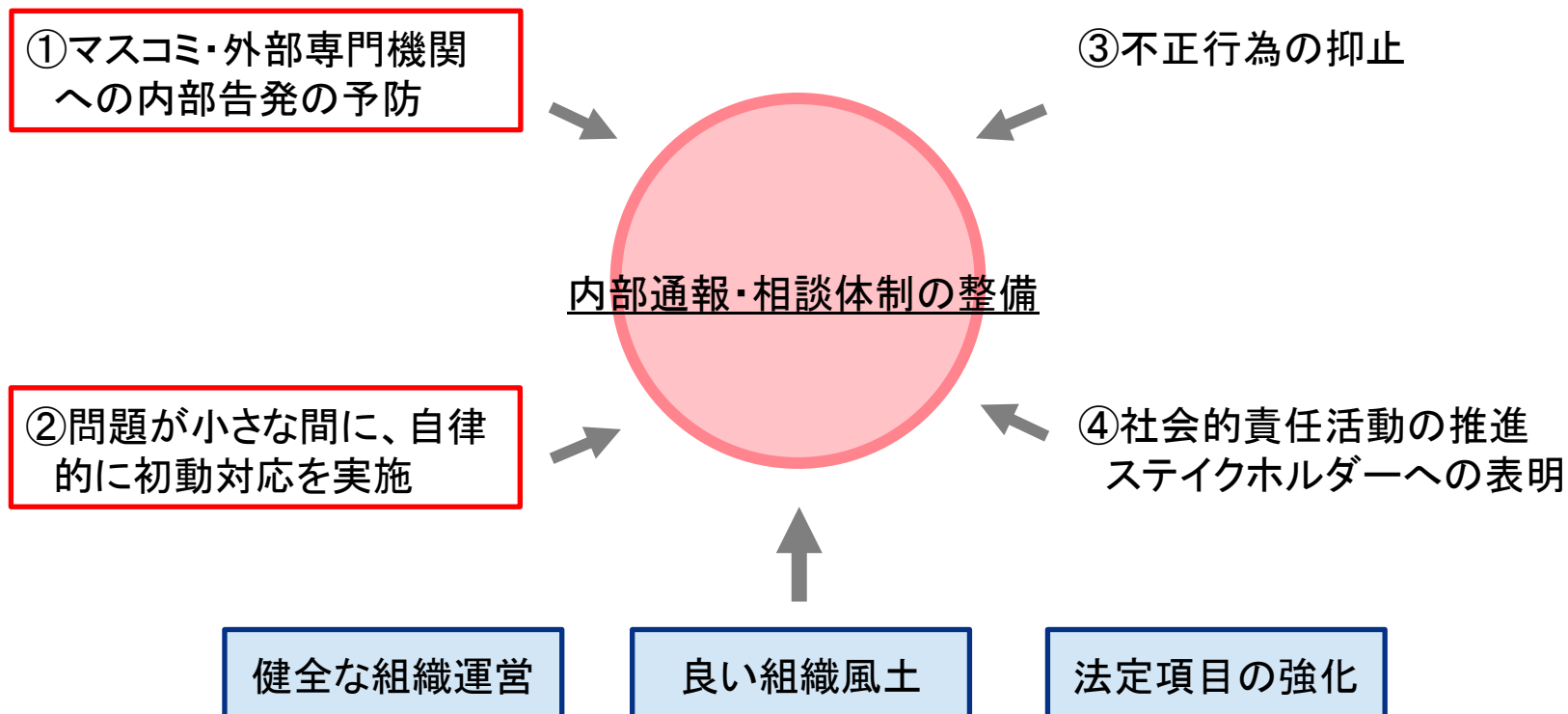
※規定内容(対象等)により、対象範囲は様々



4. (参考資料) 内部通報・相談体制の設置是非

[ポイント整理]

- ✓ 従来の取り組みに加え、コーポレートガバナンスコード施行に伴い、内部通報制度の検討が促進(96.9%)
 - ✓ 内部通報制度導入企業(57.7%)
- ※東証一部・二部300社調査による



・日本国憲法 ・民法 ・刑法
・労働基準法 ・公益通報者保護法

5. 審議内容

別紙規程のとおり、本協会のガバナンス・コンプライアンスについて強化を行うもの。

[規程立案]

理事会決裁事項は、1・2番である。

(1)「内部通報者保護規則」の制定

公益通報者保護法に基づき、総合規程を新設する。

(2)「JFAホイッスルブローイング(通報窓口)等運用規則」の制定

大手上市企業等の先進的な取り組みに倣い、外部通報窓口等を設置し、外部漏洩や不祥事となる事前に自ら予防的な取り組み、改善に着手します。

(3)「暴力等根絶相談窓口運用規則」の制定

1番の総合規程設置に伴い、既存の「暴力根絶相談窓口設置規程」を廃止し、新たに運用規則とする。尚、差別問題等広くリスペクト・フェアプレー推進の必要があり、「等」を追加する。

(4)「職場相談員設置規則(試行)」の制定

事務局内の規程として試験運用を開始します。

【取り組み】

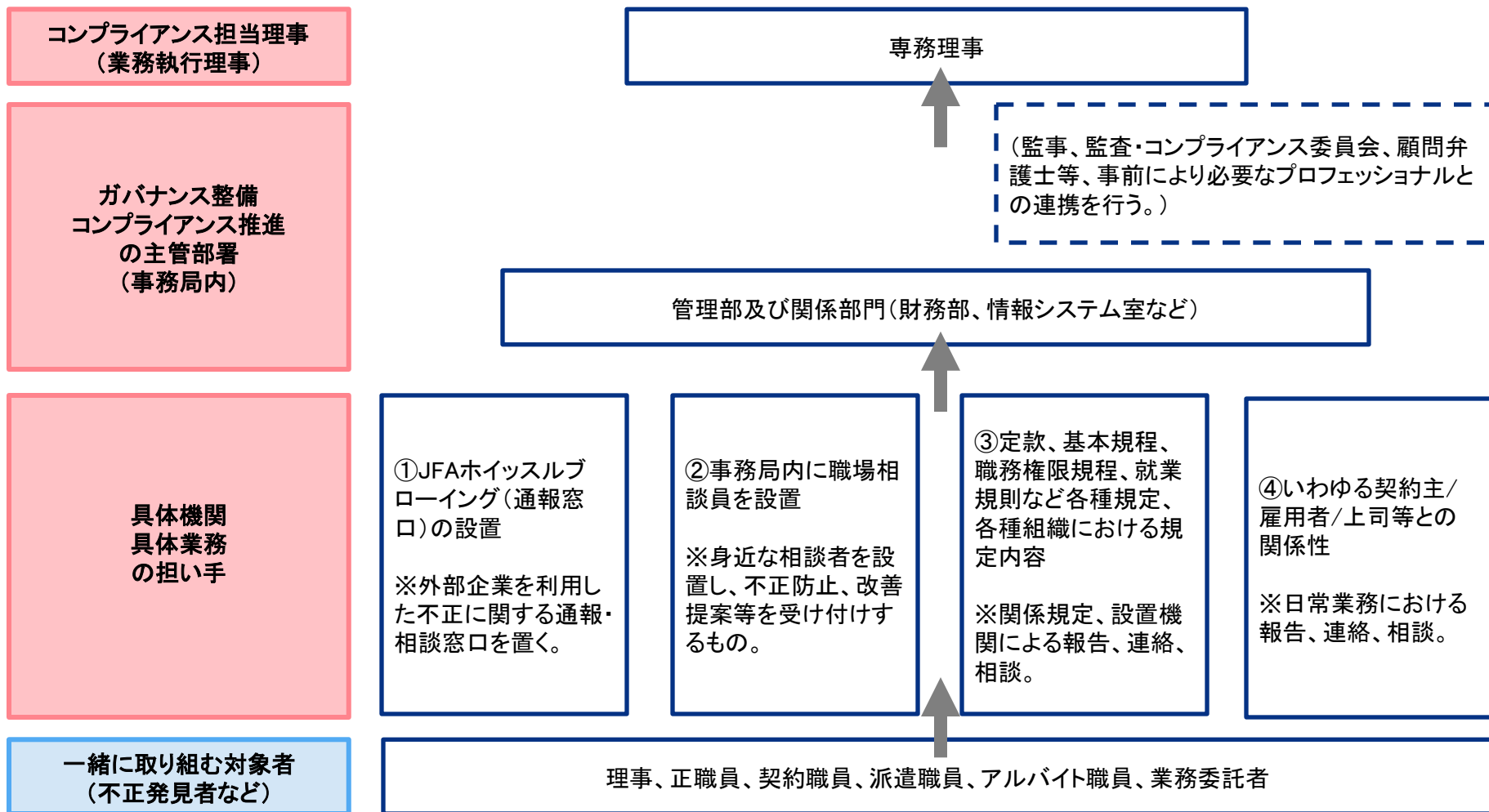
(1)「JFAホイッスルブローイング(通報窓口)」の設置

インターネット・専用電話にて内部通報が可能

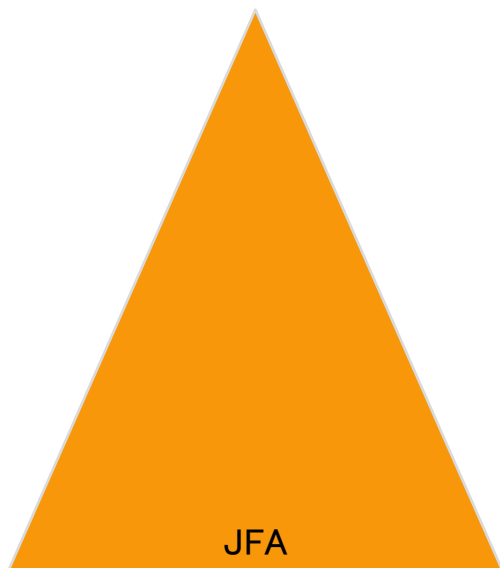
(2)「職場相談員」の設置

事務局の事業場ごとにコンプライアンス違反等に関する報告・相談職員を配置

6. 体制図



7. 取扱範囲



JFAホイットスルブローイング(通報窓口)の設置

■利用者:

理事、正職員、契約職員、派遣職員、アルバイト職員、業務委託者(*)

*業務委託者の対象者は以下の条件を満たす者とする。

(1)常勤者扱いであること

(2)各種委員会もしくは事務局にて契約していること

■被通報者:

上記の役職員等全般(*)

*もしリーグ・クラブ等管轄範囲が異なるハラスメント等諸問題が発生した場合、個人情報保護、それぞれの法令、組織の規定内容に違反がないよう連携を行う。

■対応分野:

倫理規範、就業規則、その他各種規程に反すること(*)

*いわゆる各種コンプライアンス違反や不正行為等を指す。

■連絡方法:

専用インターネット・専用電話窓口(運営企業:ダイヤルサービス)

職場相談員の設置

■利用者:

事務局にて業務を行う正職員、契約職員、派遣職員、アルバイト職員、業務委託者

■被通報者:

同上

■対応分野:

同上

■連絡方法等:

内線電話、メール等で予約し、職場相談員が意見聴取等を行う。

※事務局にて自ら働きやすい職場作りや新職員が他部署等への相談、意見伺いができるように目安となる相談可能な職員を明示するもの。